

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第五章 失業者運動

第二節 主要な斗争

失対予算削減反対闘争

一九五三年末、昭和二九年度予算の大蔵省査定原案が発表され、生活保護費とともに失業対策事業費の国庫補助率が二分の一と査定されたため、各自由労働組合は、「失対予算削減反対闘争」を展開した。一九五四年一月四日、東京都内の日雇労働者は、所属組合の枠をのりこえ、約三〇〇人で大蔵省に、翌五日以後は連日数千人で国会、総理大臣官邸、大蔵省、厚生省、労働省に、それぞれ集団陳情をおこない、とくに、一月七日は約五〇〇〇人が大蔵省に押しかけて、警官隊に弾圧され、労働者一人が検挙された。この集団陳情闘争は、一月一五日、昭和二九年度予算案の閣議決定をみるまで継続した。

「失対予算削減反対闘争」は、同時に展開された社会事業団体職員、医師、看護婦、患者たちの「社会保障費削減反対闘争」とも合流し、一月一八日には、各自由労働組合と社会保障関係諸団体とによって「社会保障を守る会」(二四団体加盟)が結成された。

とくに、全日本自由労働組合は、一月八日、各支部にたいして緊急指示「新年度予算案の粉碎に起て」を送り、全国的な闘争を指導したが、大阪、京都、愛知などの府県では、かなりの成果をあげた。

なお一九五三年越年闘争と、この「失対予算削減反対闘争」とを通じて、東京都内の自由労働組合の統一行動が発展し、全日本自由労働組合東京支部と全都日雇統一会議(一九五二年十一月結成)、および社会党の影響下にある全都民主日雇労働組合連合協議会(全日労連、一九五二年八月結成)が、一月一八日、「全都日雇共同闘争委員会」(全日闘)を結成した。(この全日闘は、夏季闘争後に解体した。)

春季闘争

二月二六日より三日間にわたってひらかれた全日本自由労働組合第四回中央委員会は、当面の闘争目標として、いわゆる「一〇要求」を決定した。

- 1、アブレ反対、ワクよこせ、一カ月二十五日就労させろ。
- 2、首切り反対、失対労務者適格基準を撤廃せよ、失業者にはだれでも失対手帖を出せ。
- 3、賃金一律日額五〇円上げろ、情実職階給反対。
- 4、日雇健保の内容を一般健保なみにし、掛金を大巾に国又は自治体で負担せよ。
- 5、アブレたらず二〇〇円の失業保険金を出せ。
- 6、悪質監督の追放、一方的就労規則のおしつけ反対。
- 7、自由労働者に労働三法を完全に適用せよ。
- 8、物価引下げ、米、電気代、運賃その他の物価値上げ反対。
- 9、生活保護費の増額と適用範囲をひろげよ。
- 10、強制紹介反対、住民(市町村民、農漁民)のための仕事をさせろ。

11、MSA再軍備反対。平和予算にくみかえろ。

三月一日、中央委員会に参集した全日自労幹部約五〇人は労働省を訪れ、職業安定局長に面接、この「十一要求」を提出し、約二時間にわたって交渉した。そして、現場および地域における闘争、対自治体闘争に主力をおく春季闘争が展開された。そのエネルギーは、メーデーを旨として結集され、単にメーデー行事への参加にとどまらず、メーデー当日の有給休暇獲得による全員参加と、組織労働者や未組織の生活困窮者との共同闘争強化が努力された。

夏季闘争

六月五日より三日間にわたってひらかれた全日本自由労働組合第三回中央執行委員会は、全失業者、生活困窮者の生活安定を旨とする「十一要求」の基礎の上にたって夏季闘争にのぞむことをきめた。

七月一日と二日の両日、東京に全国各地方代表者百数十人が集り、全都日雇共同闘争委員会の応援を得て、労働省などに、「夏季手当十日分の支給」、「七、八月の完全就労」を要求した。とくに、東京都庁にたいする集団陳情闘争にさいしては、警官隊の弾圧を受け、全日自労幹部一人が検挙された。

各地方の闘争も、しだいに活発となり、七月二七日から二八日夜にいたるまで、全日自労福岡県支部は、「夏季手当の支給」、「八月の就労日数増加」を、県労働部長らに徹夜で交渉、庁舎内のデモ行進をおこなった。

なお、この夏季闘争後、全都日雇共同闘争委員会は、社会党の影響下にある全都民主日雇労働組合連合協議会が離脱し、「全日本民主日雇労働組合連合会」(全日労)と改称したことから、実事上、解体を余儀なくされた。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
